

市立菊田保育所移管先法人及び民間認可保育所設置運営事業者（市立菊田保育所跡地活用）の公募について

問 合 せ：こども政策課 担当者 小澤、石橋 （４５３） ７３９７

習志野市では、既存市立保育所を私立化し、公立・私立が互いの役割を分担しながら連携を図り、市全体の保育の向上とサービスの拡大を図ることを目的として、平成25年12月に「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第2期計画」を策定しました。この再編計画に基づき、市立菊田保育所（習志野市津田沼4丁目6番8号）を近隣の市所有地（習志野市谷津2丁目5番）に民間事業者が新設する認可保育所へ移転する手法により私立化を行うため、その設置運営法人（移管先法人）を募集します。

また、増加する保育需要に対応するため、市立菊田保育所が私立化により移転した後、その跡地を活用して認可保育所を新たに設置運営する事業者も併せて募集します。

1. 募集方法

平成26年11月4日（火）から、募集要項を習志野市ホームページに公表します。

2. 応募書類の受付期間

平成27年1月5日（月）から1月9日（金）まで

3. 主な応募資格

①市立菊田保育所移管先法人

社会福祉法人又は学校法人で、認可保育所として千葉県知事の認可が得られる者

②民間認可保育所設置運営事業者（市立菊田保育所跡地活用）

認可保育所として千葉県知事の認可が得られる者

4. 開設予定

①市立菊田保育所移管先法人

平成28年4月

②民間認可保育所設置運営事業者（市立菊田保育所跡地活用）

平成30年4月

5. 選定期間

事業提案書類の内容等について審査し、平成27年2月下旬から3月上旬に選定